

食糧事務所よりお知らせ～計画外流通米売り渡しの届け出について

～新潟食糧事務所燕支所（☎0256-61-6013）

1 計画外流通米を売り渡すには届け出が必要です。

生産者が消費者や販売業者などに直接コメを販売する場合は、食糧法により食糧事務所にあらかじめ届け出すことになっています。

届け出用紙は食糧事務所、農協の窓口にありますが、郵送やFAX（0256-61-6014）により届け出も受け付けています。

届け出をしない場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

※計画外流通米とは――

- ① 第一種登録出荷取扱業者（農協等）以外の業者に売り渡す米穀
- ② 第一種登録出荷取扱業者に売り渡す場合でも、各生産者に村から通知された「計画出荷基準数量」を超えて売り渡す米穀をいいます。

2 届け出は米の価格安定を図るため重要です。

計画外流通米は、食糧法において法的に位置づけられた合法的なものです。届け出は、全体の米の流通量を把握するためのもので、これにより価格の安定が図られることになりました。

3 第一種登録出荷取扱業者（農協等）に委託して届け出をすることができます。

届け出は第一種登録出荷取扱業者（農協等）に委託してすることができます。

4 くわしくは食糧事務所にご相談ください。

くず米等の売り渡しで届け出を必要としない場合もありますので、くわしくは食糧事務所にご相談ください。

「ダイオキシンと環境ホルモン」

農村地域生活アドバイザーが講演会開催

昨年に続いて農村地域生活アドバイザー主催による講演会が、先月4日に行われました。今年は、“安全で美味しい食料を生産するための環境を考える”と題し、新潟大学農学博士野中昌法さんを講師に、「ダイオキシンと環境ホルモン」について講演していただきました。村内外から集まった70名は熱心に聞き入っていました。日常使用しているプラスチック製品の中に含まれている環境ホルモン、ゴミを燃やすと発生するダイオキシン、あまりにも身近に発生するため、私達一人ひとりが日常生活の中でもっと意識を持って暮らせば、改善できる問題がたくさんあること、また農村地域の健全な土壤、水・大気を守り、安全で美味しい食料を作るのは、私達一人ひとりの意識であることを強く感じました。



10/22
執行

新潟県知事選挙

新潟県議会議員西蒲原郡選挙区補欠選挙

投票立会人募集

岩室村選挙管理委員会は、10月に行われる選挙の投票立会人を下記により募集します。

■選挙執行期日

新潟県知事選挙及び新潟県議会議員西蒲原郡選挙区補欠選挙 10月22日(日)

■投票立会人の仕事

- (1)投票立会人は、何人にも干渉されず独立した立場から選挙事務に立ち会い、選挙が公正に執行されることを確保することです。
- (2)勤務時間は、投票日の午前7時から午後8時までです。
- (3)報酬額は、一人13,000円です。
- (4)当日の昼食及び夕食は選挙管理委員会で用意します。

■投票立会人の条件

投票立会人の条件は、岩室村の選挙人名簿に登録されている方です。

(日本国民であり、満20歳以上で引き続き3ヶ月以上岩室村に住所を有するもの)

■投票立会人の募集及び選任方法

- (1)選挙管理委員会に用意してある「申込書」に必要事項を記入し、岩室村選挙管理委員会事務局（総務課内）まで郵送又は持参によりお申し込み下さい。
- (2)申し込み締切は、平成12年9月29日(金)です。
- (3)応募は自分の投票区のみです。各投票区2名を選任しますので、応募多数の場合は抽選とさせて頂きます。ただし、過去に公募により選任された方は、ご遠慮お願いします。

Q 障害を持っている人は郵便で投票できると聞きましたが？

A 有権者で、身体に重度の障害がある方は公職選挙法施行令第59条の4第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができます。

● 身体に重度の障害がある方とは ●

- 身体障害者手帳の交付を受けたもので、両下肢等の障害の程度が、両下肢もしくは体幹の障害もしくは移動機能の障害にあっては1級もしくは2級、内臓機能の障害にあっては1級から3級であるとして記載されている者又は都道府県知事が証明した者
- 戦傷病者手帳の交付を受けた者で、両下肢等の障害、内臓機能の障害程度が恩給法の規定による者又は都道府県知事が証明した者

【お問い合わせ 岩室村選挙管理委員会事務局（総務課）☎82-4111】